

令和6年

全員協議会記録

令和6年2月15日

和光市議会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和6年2月15日（木曜日）
午後 3時00分 開会 午後 5時31分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 18名

議 長	富 澤 啓 二 議員	副議長	小 嶋 智 子 議員
1 番	松 永 靖 恵 議員	2 番	安 保 友 博 議員
3 番	鳥 飼 雅 司 議員	4 番	吉 田 活 世 議員
5 番	齋 藤 幸 子 議員	6 番	伊 藤 妙 子 議員
7 番	渡 邊 竜 幸 議員	8 番	片 山 義 久 議員
10 番	萩 原 圭 一 議員	11 番	赤 松 祐 造 議員
12 番	待 鳥 美 光 議員	13 番	菅 原 満 議員
14 番	鎌 田 泰 春 議員	15 番	岩 澤 侑 生 議員
17 番	内 山 恵 子 議員	18 番	吉 田 武 司 議員

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	大 野 久 芳	総 務 部 長	田 中 康 一
健 康 部 長	齋 藤 幸 子	総務部次長兼 総 務 課 長	渡 部 剛
健 康 部 次 長	梅 津 俊 之	企 画 人 権 課 長	中 川 大
職 員 課 長	櫻 井 崇	長 寿 あんしん 課 長	中 野 陽 介
総 務 課 課 長 補 佐	石 井 ゆり奈	職 員 課 課 長 補 佐	高 嶋 敦 士

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課副主幹	川 辺 聡

◇本日の会議に付した案件
副市長の選任について

市長及び副市長の給料の減額について
附帯決議への対応について

午後 3時00分 開会

○富澤啓二議長 ただいまから全員協議会を開催します。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

○柴崎市長 皆さん、こんにちは。

議員の皆様におかれましては、市政運営に関しまして、日頃より格別の御理解、御協力を賜りましてありがとうございます。また、大変お忙しい中、全員協議会を開催いただきまして、ありがとうございます。

本日は3つの案件を予定しています。初めに、総務部から3月定例会に提出します議案第1号、和光市副市長の選任について及び議案第32号、市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例を定めることについての2つの議案の概要について、それぞれ説明をさせていただきます。

続きまして、健康部から決議案第3号、「議案第84号 損害賠償の額の決定及び和解について」に対する附帯決議への市の対応について説明させていただきます。

なお、議案第1号、第32号につきましては、先議にて御審議をいただきますようお願いいたします。

それぞれの詳細につきましては、各部から順次説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○富澤啓二議長 本日の案件は、副市長の選任について、市長及び副市長の給料の減額について、附帯決議への対応についてです。

初めに、副市長の選任について説明を願います。

田中総務部長。

○田中総務部長 総務部長の田中です。よろしくようお願いいたします。

議案第1号、和光市副市長の選任について御説明いたします。

議案第1号は、副市長に新たに諸戸修二氏を選任することについて、議会の同意を得たいのでこの案を提出するものでございます。

任期は令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間、諸戸氏の主な経歴は資料経歴書のとおりでございます。

諸戸氏は、昭和63年4月に自治省に採用された後、政府や地方公共団体の数々の要職を歴任され、令和5年7月に総務省を退官、現在は民間金融機関に勤務されております。

なお、これまで人事案件につきましては、通例で先議としていただいておりますけれども、今回の案件につきましては、副市長の選任に当たりまして、諸戸氏が現在勤務されている職場になるべく早期に自身の進退について報告をする必要があることから、改めて先議での議決をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○富澤啓二議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手を願います。

安保議員。

○安保友博議員 次の議案第32号とも同じなんですけれども、今日告示日で、議案が実際もう提出されている状態で、全員協議会でこれは今何を話せばいいんでしょう。何の会議なんでしょう。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 本議案は先議で議決をお願いする趣旨でございます。先議の場合は、事前に全協等で丁寧な説明をしてほしいという議会からの御要望でございますので、今回、全員協議会で議題として取り上げていただいたということでございます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 そうすると、今回のこの2つの議案を先議にするということについて、その是非とか、なぜそういうふうにな得はされたのかということについて質疑を行うということよろしいですか。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 先議について御審議をいただくのはもちろんのこと、議案の内容についても御質問等がありましたらお受けしたいと考えております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 議案の審査はこれからするものだと思うので、議案の中身を聞くというのは、ちょっとこの場でやるのがふさわしいのかというのはかなり疑問が残るんですけれども、どういうことでしょうか。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 あくまでも本日の趣旨は先議でお願いしたいということでございます。

○富澤啓二議長 松永議員。

○松永靖恵議員 先議だという目的というか理由は分かったんですが、そもそもこういう副市長の選任について、これまで全員協議会とかでかけたことがなかったと思うんですね。また、こういう全員協議会で新たなその方の経歴を添付していることに少し疑問を感じるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 議案と経歴書を添付したということにつきましては、本日招集告示を行いまして既に議員の皆様には議案書が配付されたことから、本日添付資料としてお配りさせていただいたということでございます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 もう一遍確認ですけれども、先議にしたい理由というのは、この候補の方の現在の仕事の関係ということよろしいですか。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 御本人に確認いたしましたところ、お勤めの会社の就業規則上、1か月前に退職を申し出なければならないということになっているようでございます。仮に先議ではなく委員会付託になりますと、一緒にできるかどうか分からない状態で退職願等を提出せざるを得ないというような状況になっては先方に申し訳ないと思ひまして、今回先議で、改めてですけれども、お願いするところでございます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 分かりました。そうすると、議会で慎重に審議をすることと候補者の方の個人的な理由ということで、どちらが重要かということで我々は判断すればいいということだということとはよく分かりました。ありがとうございました。

○富澤啓二議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

次に、市長及び副市長の給料の減額について説明を願います。

田中総務部長。

○田中総務部長 引き続き議案第32号、市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて御説明いたします。

議案第32号は、令和5年12月の市議会において議会を混乱させてしまった責任を重く受け止め、自戒措置として市長及び副市長の給料を減額するものでございます。

減額する期間は令和6年3月1日から3月31日までの1か月間、減額する額はそれぞれの給料月額10%です。

また、本議案につきましても、給料の減額を3月に支給する給料に反映させるため先議での議決をお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○富澤啓二議長 以上で説明は終了しました。質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。(午後 3時08分 休憩)

再開します。(午後 3時10分 再開)

次に、附帯決議への対応について説明を願います。

斎藤健康部長。

○斎藤健康部長 それでは、「議案第84号 損害賠償の額の決定及び和解について」に対する附帯決議の現在の対応について、本日配付させていただきました資料に基づき、企画部、総務部、健康部に関する内容でございますが、私から説明させていただきます。

要望事項1の当事者に対する市長の謝罪につきましては、被害者御本人様に市長として謝罪を行います。

要望事項2の大島副市長に対する処分につきましては、大島副市長が元職員に対する管理監督を違法に怠ったという事実がないことから、大島副市長に対する処分は行いません。

要望事項3の松本前市長と大島副市長に対する市の支出の補填手段につきましては、国家賠償法第1条第2項の規定により、求償できる対象は被害者に損害が生じることについて、故意または重過失であった者が該当する者であり、元職員による犯罪行為を認識していなかった松本前市長及び大島副市長が対象とならないことから、松本前市長及び大島副市長に対する求償は行いません。

要望事項4の市民に対する説明責任につきましては、市民の皆様に対する説明の機会を設けます。

ただいま申し上げました各要望事項に対する市の対応の理由については、次長より説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 それでは、「議案第84号 損害賠償の額の決定及び和解について」に対する附帯決議の現在の市の対応について説明させていただきます。

要望事項1の当事者に対する市長の謝罪につきましては、対応状況を説明させていただきます。

市長の謝罪につきましては、現在、被害者の成年後見人である弁護士と調整を行っているところでございます。現在も調整となっている理由につきましては、和解が成立し、市が和解金を支払った後、被害者の成年後見人が損害賠償請求事件における原告の代理人と同一人物であることから、その連絡先を把握している市の顧問弁護士を通じて、市長が被害者御本人に謝罪したい旨の意向を伝え、日程の調整を行っているところでございます。

しかしながら、成年後見人の都合によりまして、顧問弁護士が連絡を取っても成年後見人の弁護士事務所が開所していない状態が続き、連絡を取ることができませんでした。事務所に入り、市の職員が弁護士事務所に電話する頃、成年後見人と話をすることができ、改めて市長が被害者御本人に謝罪したい旨の意向を伝え、日程等の調整を行わせていただきたい旨をお願いしたところでございます。

その際、成年後見人からは、被害者が現在入院中のため入院先の病院との調整が必要となることから時間がかかる旨のお話がありました。先日、成年後見人から連絡があり、入院先の病院との調整結果について報告があり、入院先の病院としては、現在、感染症予防を徹底しており、被害者への訪問は、成年後見人の立会いの有無を問わず御遠慮いただきたいとの意向であったとのことでした。

ただし病院からは、市長の謝罪という件であり、その旨を文書で頂ければ被害者に渡しますとの提案があったことから、現在、被害者に市長の謝罪文書をお渡しいただく方向で調整を行っているところでございます。

続きまして、要望事項2の大島副市長に対する処分と、要望事項3の松本前市長と大島副市

長に対する求償を行わない理由につきましては、その根拠が同じ考えによりますので一括して説明させていただきます。

本件国家賠償請求事件に関し、松本前市長と大島副市長が元職員に対する管理監督を不法に怠ったという事実はなく、法的責任を負うものではないと考えており、松本前市長、大島副市長が業務的責任について御自身で判断するものと考えております。

松本前市長及び大島副市長に対する求償につきましては、国家賠償法第1条第2項の求償権により求償できる対象は、被害者に損害が生じることについて故意または重過失であったと認識しております。重過失とはほとんど故意に近いものと解されており、元職員による犯罪行為を認識していなかった松本前市長及び大島副市長は対象にならないと考えております。

その理由といたしましては、調査特別委員会の最終報告書に基づき説明させていただきます。

最終報告書にも記載がありますように、本件は平成28年3月に元職員が担当職員から、被害者御夫婦が認知症のため財産管理能力がないが、身元保証を行っていた事業者が破綻するとの報告を受け、それに対し、成年後見人が選任されるまでの間、被害者御夫婦の現金を市が預かるように指示し、平成28年3月31日に、当時の福祉政策課が被害者御夫婦から現金及びキャッシュカードを預かったところ、その当日である平成28年3月31日に担当職員に対して、現金及び通帳を弁護士事務所に預けると説明し、元職員が現金及び通帳を受け取ったことに起因するものであります。この行為は、実質的に平成28年3月31日の1日だけで行われており、当時、松本前市長及び大島副市長が当該行為を認識することはできなかったものと考えております。

また、最終報告書に記載がございますが、本件は令和元年5月29日に、担当職員が当時の職員課長に対し、元職員の現金着服の疑いを申し出たことにより初めて明るみになったものであります。市は、当該申出を受け、内部調査を実施し、その結果に基づき、令和元年7月17日に、元職員を被告訴人として告訴状を警察に提出しておりますので、本件発覚後の対応は適切に行われたものと認識しております。

なお、担当職員からの申出は、元職員の現金着服の疑いについてであり、その時点ではキャッシュカードを用いた窃盗については言及しておりません。キャッシュカードを用いた窃盗は、警察による捜査の過程で明らかとなったものでございますので、当時、松本前市長及び大島副市長は、当該窃盗行為を知り得なかったものと考えております。

最終報告書に記載がございます以上のことから、繰り返しになりますが、松本前市長及び大島副市長が元職員に対する管理監督を不法に怠ったという事実はなく、法的責任を負うものではないと考えております。

要望事項4の市民に対する説明責任については、企画部から説明させていただきますので、私からの説明は以上になります。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 要望事項の4につきましては、企画人権課、中川から御説明いたします。

要望事項4の市民への説明につきましては、12月定例会で議決をいただきました附帯決議に

おける各要望事項への市の対応方針について、改めて検討を行い、当該対応方針がある程度固まった後に説明会の日程調整を行うことや、広報わこうへの掲載時期やその他の手段による市民への周知期間なども踏まえ、現在、開催に向けて調整を進めているところです。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○富澤啓二議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手を願います。

安保議員。

○安保友博議員 何度も質問していて、全く正確な答えが返ってこないのもう一回聞くんですけれども、誰に何を市として聞いたのか、それが具体的に示されない理由がよく分からないのもう一回伺います。法律の専門家ということですから。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 今回の件についての相談だと思うんですが、市の顧問弁護士のほうに相談させていただいております。

内容につきましては、今回の国家賠償請求事件に関して求償できる相手方が誰かということを確認させていただいております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 この前の御答弁だと、何か8人だか9人だか、弁護士に聞いたという話だったと思うんですけれども、もう一回正確にお願いしたいんですけれども、誰に何を聞いたのか。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 市の顧問弁護士に、今回の国家賠償請求事件において求償できる相手方が誰かということを確認させていただきました。

何人の顧問弁護士ということにつきましては、総務部長のほうからお答え願います。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 確認した顧問弁護士につきましては、当時の総務課のほうで、セカンドオピニオンの別の法律事務所の別の弁護士に同様の相談をしております。結論といたしましては、国家賠償法上求償できるのは元職員ということでございました。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 具体的に何弁護士に聞いたのかということって、何で答えられないんですか。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 相談を行ったのは豊泉法律事務所の2人の顧問弁護士、それから晴海パートナーズ法律事務所の帖佐弁護士でございます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 3人ですか。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 3人でございます。

- 富澤啓二議長 安保議員。
- 安保友博議員 この間、8人、9人と聞いたんですけども。
- 富澤啓二議長 梅津健康部次長。
- 梅津健康部次長 恐らく全員協議会でのお話をされていると思うんですが、私はその際は複数の弁護士というふうに答えまして、常には8人の顧問弁護士がいるというお話をさせていただきただけで、8人の顧問弁護士に相談したとは言っていないです。
- 富澤啓二議長 安保議員。
- 安保友博議員 誰に何を聞いたのかという質問に対して、その答弁はおかしくないですか。
- 富澤啓二議長 梅津健康部次長。
- 梅津健康部次長 今8人とおっしゃったので、8人ではありませんよということをお答えしたんですけど。
- 富澤啓二議長 安保議員。
- 安保友博議員 12月の委員会において市長は、大島副市長と松本前市長には責任があるということをお明言されておまして、またその責任については本人が取るものだという形で答弁されております。それと矛盾するんですけども、いかがでしょうか。
- 富澤啓二議長 梅津健康部次長。
- 梅津健康部次長 答弁がないということで今、理解がちょっとできなくて、大変申し訳ありません。もう一度御質問いただいてもよろしいでしょうか。何と何が矛盾しているのか、ちょっと理解できなかったもので、申し訳ありません。
- 富澤啓二議長 安保議員。
- 安保友博議員 委員会において市長をお呼びして質疑があった際に、そこで市長が自ら答弁された内容として、松本前市長と大島副市長の責任があるということをお明言し、そして、その責任については御本人が取るべきものだという内容を答弁されておりますけれども、その答弁と今回の市の対応、どうするべきかの内容としては矛盾があるのではないかと質問です。
- 富澤啓二議長 梅津健康部次長。
- 梅津健康部次長 市長がおっしゃっている松本前市長と大島副市長の管理監督責任があるということは認めていると思うんですが、今回私がお答えさせていただいたのは、求償権を行使できる対象が誰かというところで、求償権を行使できる対象は元職員というふうにお答えさせていただきました。
- 富澤啓二議長 安保議員。
- 安保友博議員 それは要望3の求償に限った話ですよ。
- 富澤啓二議長 梅津健康部次長。
- 梅津健康部次長 今回、附帯決議の説明になりますので、要望事項について説明させていただいております。
- 富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 要望事項2のほうは、求償の話だけじゃないんですけども。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 管理監督責任は認めるけれども、求償権の対象ではないというふうにお答えさせていただきました。求償権の対象には該当しないという回答です。すみません、求償権ではなくて処分に対するです。処分の対象には当たらないというふうに判断します。お答えしました。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 いや、だからその判断がおかしいから附帯決議を出したという認識なんですけれども、そもそも市長が前市長と大島副市長の責任を認めていて、責任は御本人が取るべきものだと言ったので、御本人じゃなくて上司の市長がちゃんとそこを対処すべきですよということを指摘しているのがこの附帯決議の内容なんですけれども、その辺をちゃんとよく読まれていますか。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 附帯決議は確認させていただいておりますが、先ほども申しましたように処分対象に当たるような違法行為はないと認識しておりますので、処分は行われなというふうに判断しております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 市長が答弁の中で責任があるということを明言されているのに、それと矛盾した答弁をされているのはなぜなのかということを知っているんですけども。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 通常管理監督責任が当時の市長と、あと大島副市長にあったというふうに考えております。ただ、通常管理監督責任として取るべき責任を御自身で考えていただきたいと思いますというふうに申し上げます。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 1点伺いたいの、質問状を出したときに、3のところでは求償を求めただけではなくて、例えば松本前市長だったら副市長に対して、市に対する支出の補填に対して考えくださいという文言が入っていたと思うんですね。だから、求償権は取れないにしても市の支出の部分に対してあらゆる手段を尽くしてくださいというふうに言っているんですけども、求償権とは別にそこら辺の判断というのはちゃんとされたのか、そこら辺はどうなのか伺いたいと思います。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 質問に対しましては、松本前市長と大島副市長に対して市が求償する以上は法的な根拠が必要であると考えております。顧問弁護士にも相談させていただき、市が求償する法的根拠について検討を行ったところでございます。その結果として、本件に関しては松本前市長と大島副市長に対する求償は行えないものと結論に至ったところでございます。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 じゃ、この市の支出する補填という部分に関しては、市民の人に税金を使って負担するというふうな捉え方なのか、あくまでも求償権はできないので、そこら辺は市民に対しても説明責任は後々されるということなんですけれども、そこら辺の考えをもう一回確認させてください。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 本件につきましては国家賠償請求事件になります。市といたしましては、国家賠償法に基づき元職員に対する求償手続を進めているところでございます。本件について国家賠償法以外の法律を根拠にして、元職員以外に損害賠償を請求ということは難しいものと考えております。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 あと、もう一点伺いたいののが、今回の議案第32号のほうで市長と副市長の給料が減給されるという説明があったと思うんですけれども、そこら辺のいきさつというのが、当時柴崎市長のほうは責任というのは自分で取るものだと、私はできるものではないというような発言をされていたと思うんですけれども、今回の減給のパーセンテージとかを決めたのは、それぞれ市長の考えだったり副市長の考えだったりという部分を尊重して決めたのか、どういう根拠で10%というのを決めたのか、そこら辺を教えてください。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 議案第32号の市長の給料の減額の特例条例は、あくまでも道義的な責任として御自身が自戒措置を取るということでございます。特別職に対しましては懲戒の基準ですとかそういうものがございませんので、幾ら減額するとかそういうようなものは当人自身が決めたものでございます。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 それは市長自身が決めるというよりも、それぞれがこれぐらいが妥当だという道義的に決めたというふうに考えていいんですか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 そのとおりです。それぞれというよりは、話し合いをしまして金額を決めました。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 もう一点確認をしたいのが、副市長の減給というのは議会が混乱したということでの減給なのか、それとも今回の一連の事件も踏まえて責任を感じているという部分で減給なのか、そこら辺ちよっともう一遍確認させてください。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 今回12月定例会で、このような附帯決議ですとかそういったものが出てしまったという事態を受け止めまして、副市長と私のほうで自戒措置をさせていただいております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 繰り返し繰り返し言ってきていて、本当に意図が伝わっているのかというところがあるのでもう一度確認なんですけれども、国家賠償法の求償権の話というのはあくまでも法律上の話であって、それができるかできないかということについて弁護士に聞いたという話までは分かりました。

ただし求償権の行使ができるかできないかということに関して、一般論として首長に求償ができるということはないですよということも分かっています。その上で今回、例えば一つの例を挙げると、実際に内部通報があったときに、そういうことをしているようだということがあって、それから、刑事告訴をするまでの調査をしていて最終的に逮捕に至るとい、その間に半年ぐらいあるんですけれども、その間にどのような措置をしたのか。今回の件については知り得なかったというふうに結論づけていらっしゃるんですけども、本当にそうだったのか。疑義があるんだとしたら、今預かっているものはどれだけ、何があるんだという調査をその時点でなぜしなかったのか。そういう話というのがたくさん個別具体的にあるはずなんですけれども、そういうことも全部踏まえて、今回全く絶対に請求できないんだということを判断されたのか。だから弁護士に聞いたんですかという話をずっと言っているんです。その部分を一般論ではなくて、今回のこの不祥事の案件に関して求償が本当にできないのか、その部分について明確な回答を示していただきたい。

それから、それとは別に政治的責任という観点からすると、これは執行部の皆さんではなく市長個人の問題になるんですけれども、例えば兵庫県の泉前市長は、別に法律的には払う必要はなかったかもしれないけれども、補填を自らされました。これは政治的判断だと思います。市長も答弁されたように個人的には話してみたいという話もされていましたが、この政治家としての判断をしたときに、実際に市民にこれだけの負担を強いることになってしまったということに対して、前市長、それから今の副市長が全く金銭的な痛みを伴わずにこのまま終わってしまうということでもいいのかと、それは現職の今の市長の政治家としての姿勢になると思うんです。我々は、議員としての政治的立場としてどうにかならないのかということは今模索しながらこういうことをやっているわけです。法律に書いていないからできないではなくて、政治家としての判断ということを明確に自覚していただきたい。そういう思いでこういう決議案も出していますし、その後のさらに補足としての質問状まで出させていただいております。回答はありませんけれども、よろしく願います。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 私のほうで1点目についてお答えさせていただきますと、先ほども説明の中でお話しさせていただきましたが、本件について、この事件が発生したのが平成28年3月31日になります。まさにこの1日だけで行われた犯行というところになります。付け加えて申しますと、大島副市長の就任は平成28年4月1日になりますので、この平成28年3月31日の翌日になります。

さらに、最終報告書のほうも、私もいろいろと何度も読ませていただきまして確認しました

が、この最終報告書の中でも松本前市長と大島副市長が本件を認識していたとする記載を、大変申し訳ございませんが、確認することができませんでした。また、長寿あんしん課が管理している被害者御夫婦の記録も確認させていただきましたが、平成28年3月31日から令和元年5月29日までの間に、市長、副市長まで回議している起案等はなく、被害者御夫婦に関することを市長、副市長に報告したとする件もございませんでしたので、やはりこの間、松本前市長と大島副市長に関しては、今回の件について認識することはできなかったものというふうに判断したものです。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 先ほども御答弁させていただいたんですけれども、政治的責任というものは私が取れというものではなくて、御本人が考えて取るものだというふうに考えておりますので、この件につきましても、当然前市長はこういった決議が出たということを知っておりますので、そういった上で今行動されているものと理解しております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 1点目ですけれども、平成28年の1日のみの犯罪ということがちょっと意味が分からないんですけれども、もう一回説明をお願いします。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 平成28年3月31日に、現金とキャッシュカードを担当職員に虚偽の説明をして元職員は受け取っています。実際にキャッシュカードから現金を窃盗しているということは、それ以降、131回でしたか、たしかそれくらい行ったと思うんですが、それはあくまでもキャッシュカードを用いた窃盗になりますので、実際に職員等に対して何かしたということではなくて、本人が弁護士に預けると言っただけでキャッシュカードを受け取って、それを弁護士事務所へ預けることなく本人が引き出していたということになりますので、まさに今回の本件の起因となる行為というのは、平成28年3月31日というふうに認識しております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 今までそんな話は1回も出てきていないのに、突然今出てきてびっくりするんですけれども、その後、現金とキャッシュカードを預かったとき1回のみのもので、それ自体は知り得なかったという判断をしているということですか。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 私のほうで説明させていただく内容は、特別委員会の調査報告書に書いてある内容を説明させていただいております。調査報告書にそういうことが書いてありますので、それを今説明させていただいております。それと、それを含めまして、令和元年5月29日に担当職員が当時の職員課長に対して、当職員の現金着服の疑いを申し出たことにより明るみになったというふうに理解しています。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 ちょっと何を言っているか全然分かんないんですけれども、平成28年3月31

日に現金とキャッシュカードを受け取ったことのみを捉えて、それ自体が全ての原因だ、そこだけの話をしているということですか。そんなことは報告書に書いていないんですけれども。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 あくまで議案第84号に関する附帯決議になりますので、私がお話しさせていただいたのは、今回の本件に関する内容を話させていただいています。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 根本的に不祥事がなぜ起こったのかとか、再発防止をどうするのかとか、そもそもの原因究明というところがずっと抜けたままだという指摘はこれまで何度もしているんですけれども、認識がそもそも間違っていないですか。平成28年3月31日1回のみ犯罪ですって、何の話をしているんでしょう。実際今回の和解案、第84号の説明をされるときに、窃盗行為が逮捕される寸前まで行われていましたという資料までよこして、その上で議論していたじゃないですか。どういうことですか、全然意味が分かんないんですけれども。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 この1回のみ犯罪ではなくて、本件、131回くらい盗んだ、窃盗したという行為はあったと思うんですが、私が言いたかったのは、今回発生する要因となったのが、平成28年3月31日に職員に虚偽の説明をして、キャッシュカードと現金を受け取ったというところに起因しているんですよということを説明させていただきました。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 その説明をされたところで何なのかということなんですけれども、さっきのとおり一つの例でという話で言いましたけれども、実際にそういう犯罪行為が行われている疑義があるということが発覚してから、逮捕されるまでの間、実際に犯罪行為は続いていた。その間部長職に据え置いていた。警察から止められていたという話をしていたので、誰にどういふふうに止められていたんですかと言ったら、それに対しては副市長は答えていない。そういう現状が今あるんですよ。その上で、少なくとも犯罪行為をしている可能性があるということで、職員が公益通報に行ったタイミングで全部調査をかけていけば、もしかしたら分かったかもしれないし、そんなことは何もしなかったから、議会も知らなかったし、議会も知らされなかったし。現金がどこかにあったという話をやったときだって、あれもかなり怪しい動きですよという話は、それは調査特別委員会にも出しています。そういうときにしっかりと調査もしなかったこと、これはまさに当時の市長と大島副市長の落ち度じゃないですかという話をしているんですよ。

何度も言いますが、今回は市民の税金で4,870万円払っているんです。プラス顧問弁護士に対する弁護士料を払っているんです。そこをどういうふうにして市民に説明するのか、回収するのか、その部分をずっと論点で論じているわけなので、その部分を本当にはっきりしてもらいたいんですけれども。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 3時45分 休憩）

再開します。（午後 3時49分 再開）

梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 今回私のほうが説明させていただいているのが、この被害者御夫婦から現金とキャッシュカードを取って、キャッシュカードでお金を引き出した件について話をさせていただいています。この件につきましては、先ほど今回の第84号の事件以外の話が今安保議員のほうから質問をいただいておりますので、例えば公益通報とかという話がありますけれども、それはあくまでも別の事件の話になります。

今回のこの件について、市としては、当時元職員がこのような事件を行っていたということは全く把握していません。先ほど説明させていただいているのは、令和元年の5月29日に担当職員が当時の職員課長に、元職員が現金を横領している疑いがありますよということを申し出て初めて発覚しました。発覚した時点でも、あくまでも申出があったのは現金300万円のほうだったんです。キャッシュカードによる窃盗というのは、当時全く認識はありませんでした。これは結局は、警察が捜査を進める過程の中でキャッシュカードによる窃盗を行っていたということが明らかになって逮捕されております。

ですから、調査報告書にもありますけれども、300万円については令和元年の7月17日に市が告訴して、7月25日に逮捕されていますけれども、このキャッシュカードの件、4番と5番、調査報告書の番号ですけれども、これについては、令和元年9月2日に逮捕されています。

ですので、キャッシュカードによる窃盗を平成30年の12月に職員が通報とかを行ったと思うんですけれども、その時点では、今回のこの件に関しては全く認識していなかったということを説明させていただきます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 言わんとしていることは分かりました。ただこちらが言いたいのは、今回の1点、第84号の損害賠償請求事件の1点を取り沙汰して言っているんだと思うんですけれども、実際にこれを認識したのは警察の捜査の過程で発覚したという話があったということは、それは理解します。けれども、平成30年の12月に元職員が何かおかしいことをしていると、犯罪行為をしているという話があって公益通報に行った際に、なぜ全て洗わなかったのかという話をしているんです。こっちは。そのときにちゃんと調査していればその話は分かったんじゃないかという話をしているわけです。

犯罪行為という観点で言っても、今回のこのトータルで6,700万円の被害の半分は、保健福祉部長から教育部長に移った後でもずっと続いていたということが実際あって、それもよくよく調査していたらその時点で止められたかもしれないという可能性があったわけですよ。それをしたときにそれが重過失と言えるかどうかというのは、それはもちろん法律判断なので、そこまで踏み込んだ議論をしているんですかという話をしているんです。そこまで踏み込んでいて、それでもどうしてもというんだったら、じゃ、そういう説明を市民にするしかないですねという話になるし、市民がそれで納得しなかったら、じゃ、住民訴訟でもやりましょうかとい

う話になるかもしれないし、今もう全く明確な議論がどこまで行われていたのかというところが我々にも開示されていないし、市民ももちろん知らないし、この状況で、じゃ、もう和解したんだしいじゃないですかと、そういう問題ではないでしょうという話をしているんです。言わんとしていることは分かりますか。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 3時54分 休憩）

再開します。（午後 3時56分 再開）

田中総務部長。

○田中総務部長 平成30年12月に、元職員が市民から預かった現金を着服した疑いが浮上しました。その際に、その当時の担当職員は確かに警察に通報に参りました。その後、市としては、顧問弁護士に調査を依頼して調査委員会を立ち上げて、その結果を基に刑事告発をしております。そのときにきちんと調べていれば、今回和解に至る事件も分かったのではないかと御指摘ですけれども、当時の状況としては正直全く分からず、当時は警察に全面協力することで、市は警察に捜査のほうを全部お願いしたという事情がございます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 警察に止められていたという話は、逮捕直後の議会でも追及の対象となって、なぜ公益通報があってから逮捕されるまで議会に一言も説明がなかったのかということに対して、警察に止められていたからだという話は、もう当初からそれはされていました。けれども、本当にそうかという話というのは、ついぞ今日まで全くどこの警察に、誰に言われたのか、何を言われたのかということとは明らかになっておりません。

一般論としては、これは自分が調べた範囲の話ですけれども、捜査に関して、捜査の支障になるからそういう話を口止めされるということは基本的に警察はしていないという話です。本当にされたのであれば、そういう話をちゃんと議会に説明してほしいという話を大島副市長に一般質問で、今回も、今回というか12月もしていました。それに対する回答はなかった。

そういうことを踏まえて、やるべきことをやっていなくて、実際市民の税金からこれを払いますよという話をしたときに、我々としては認めるか認めないか、本当に迷ったわけですよ、これは。その表れがこの附帯決議になったわけで。それに対して、今回、要望1、4に関しては、そもそも15日、今日までに実行することという内容だったことに対しては、現時点ではやっていない。要望事項2と3に関してはゼロ回答。これを今日この資料を我々がもらってどうしろということなのかというのが本当によく分からないんですけれども、どうされたいんですか。

すごく単純な話なんですけれども、知っていたか知らなかったかということで、求償ができるかできないかという話は、先ほども言いましたけれども、それはかなり高度な法律の判断なので、それはいろいろあるかもしれませんけれども、少なくとも職員が不祥事を起こしたということに関して、管理監督責任を持っている市長、副市長に関しては、知っていたか知らなかったかというのは、そこの問題ではなくて、その責任を負うというのがもう世間一般の常識だ

と思うんですよ。職員がやったことだから知りませんじゃないんだと思うんです。それに対して、管理監督を違法に怠った事実がないということを書いていますけれども、百歩譲って法律적으로는そうなのかもしれないけれども、先ほどから言っているように政治的判断はそれで、市長の判断ということによろしいですか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 これまでも申し上げているかと思うんですが、当時、前市長と副市長が自戒措置として減給、そして、前市長につきましては任期の途中で辞任された、それが御本人たちがこの件に関して取られた管理監督責任というふうに理解をしております。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 先ほど安保議員から皆さんにお伺いしたのが、どういう形で弁護士に確認したのかということはまだ私のほうで判然としていなくてですね、例えば先ほどあったように、今回の調査報告書や委員会の議事録等、何を基に、根拠に弁護士に確認したのか、そこをもう一度お話しいただけますか。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 今回のこの和解に至った国家賠償請求事件につきましては、先ほど3人の弁護士の方に御相談したとお答えしたと思うんですけれども、豊泉法律事務所のお二人は、当初から元職員の不祥事の調査をお願いしておりましたので、その過程で詳細を知っておりますので、その状況から判断していただいたものでございます。もうお一方、別の法律事務所の帖佐弁護士につきましては、議会の報告書等をお渡しして、その上で弁護士の見解を頂戴しております。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 ありがとうございます。先ほど窃盗のあったタイミングについては大島副市長の任期のところではなかったと、そういうところから第84号の管理責任についてはないのではないかと、そういうような見解をいただいたかというふうに理解しています。

その中で、今回、質問の附帯決議の趣旨としては、例えば今回第84号というところに切り分けて考えた場合には、そういった答弁があり得るのかというふうに思うんですけれども、今回の附帯決議については、様々そういった事件の経過があった中で可能性が確認できるタイミングがあったのではないかと、そういったことを主張しているわけでございます。例えば通常で当たり前に考えると、1人の人が起こした事件でたくさんの様々な事件があると、それについて第84号に対しての窃盗に対して管理責任が働いているということではなくて、この人自身を管理監督しているわけですよ。副市長は保健福祉部長を管理監督していたわけですよ。そのときにこの管理責任というのは、第84号に限定されて解釈されたかと、今回の案件に第84号の案件に対しての部分のみに管理責任はないというふうに判断したということの理解でよろしいのか、もう一度確認させてください。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 第84号の附帯決議になりますので、本件に関しての答弁をさせていただいております。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 それをお伺いしたかった理由としては、逆に言うとそのほかの部分についての管理責任は確認はまだしていないと、そういうふうな理解かと思えます。第84号のこの部分については管理責任は確かに確認しましたと、けれども、その後の部分については詳細には確認できていないと、そういう理解でよろしいですか。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 この案件に関しましては、現在訴訟中の案件になりますので、判決が出た後の考えになると思えます。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 それを考えると、今回限定された部分のところまで確認しましたと、第84号の部分まで確認されたと、それ以降の部分については詳細はまだ確認していない、案件中であると、そういうことですね。

その上で、今回副市長は次、任期がないわけです。副市長の議案として出てこないわけですね。つまり現時点では、何というんですか、任期途中の任期が入っていないところまでの調査はしたけれども、これから任期に係る部分のところの窃盗に関わったり、キャッシュカードのいろんな部分です。そういったことが実際に行われている部分については、これから案件が進んでいく中で分かっていくというところで、実際には分かったときには副市長はいらっしゃらないということですね。そういった理解になると思うんですけれども、そういった、要は実際に管理責任があるかどうか分かるタイミングが副市長がいないときと、そういうふうに分かってしまうんですけれども、そういった理解でいいのかお伺いしたいです。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 副市長の通常管理監督責任につきましては、任期中、当然上司ですのであったものというふうに先日もお答えしたとおりです。

ただ、今鎌田議員がおっしゃっていたような例えば重大な過失であったりとか、何か故意があったのではないかと、そういったこと責任による過失が副市長にあったというふうに認められた場合は、今係争中の案件に関しまして、そういった場合は副市長がお辞めになった後でも、当然請求ですとかそういったことは取り得ることになると思えます。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 それを実際に先ほどの答弁では、前市長に対しては辞められたから求償の権限はないというふうにおっしゃっていて、今、本来だったら辞める前に確認しなければいけない責任の部分の部分が正しく確認されておらず、辞めた後に分かっていたのでは、私は非常に問題があるかというふうに理解しております。その点について市長は、どのように任期中のところ責任を確認する必要性をどのように考えていらっしゃるのか、改めてお伺いします。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 本当に今申し上げたとおりです。副市長につきましても管理監督責任、通常の管理監督責任はあるというふうにお話をさせていただいております。その責任の取り方については、御本人の意思によってされるものというふうにも考えております。

先ほど来、求償権のお話が出ておりますが、求償権はまた責任とは別のお話になりますので、それは当然どういった職員、身分になられても、もし現在の副市長に対して求償すべきものが出てきましたら、前市長も同様ですが、求償をするようなことを考えております。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 ありがとうございます。副市長に対する求償の部分については、法的観点でできないというふうな回答を得られたので、そこについては私も理解しているつもりでございます。

ただ、これから裁判等で明らかになってくる部分については、管理監督責任があったとしても、御自身が取られるとか、御自身がその上で判断されるというふうな答弁を前市長の部分についてはされていたかと思うんですね。それも踏まえると、今現状係争中の案件については、辞められた後だと実際には何も、今現状では、何というんですか、表現としては、辞められた後には追及することができないと、そういうふうに考えていただければと思います。

なので、そういったところで今現状、附帯決議には管理監督責任を追及するというふうな文言があります。ここについては第84号にしかされておらず、そのほかの案件については行われていなかったと、そういった形で辞められた後には、このほかの裁判で明らかになってくる部分があるけれども、そのときには個人の判断で責任を取っていただくと、辞められた後に個人の判断で取っていただく、そういう理解でいいのかお伺いします。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 第84号の附帯決議の案件とは離れてしまうんですが、あえて答弁させていただきますと、もし今後ほかの案件の中で訴訟が終わりましたら、その中で、例えば前市長であったり、現大島副市長の不法行為があることによって市が損害を被ったということになれば、民法の第709条だったと思うんですけれども、不法行為による損害賠償請求を行うかどうかということを検討する必要があると思います。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 ちょっと今のところの確認です。

先ほど市長が、過失が認定されたら辞めた後でも、前副市長になります、当時の、そのときだったかと思いますが、それにも請求するというのを答弁されましたけれども、もう一度どういう意味でしょうか、お願いします。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 今回の和解の案件に関しましては、これまでのところ前市長と、あと現副市長につきましても、重大な過失行為がないのではないかと、この場合は求償はできない

というふうに考えておりますが、何かそうではないとか、本人に過失があったのではないかと
というようなことが分かった場合には求償を検討してまいります。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 今回和解しちゃっているじゃないですか。客観的に裁判官が今回こういう事
案で、誰々にこういう責任がありましたよねという話とかというのは、一切何も出てきていな
いわけですよ。仮に判決が出たとしたって過失割合なんていうことというのは、別に示される
わけじゃないです。そういう話も再三してきていますけれども、それで今後の裁判でそういう
過失割合が分かったら、それで請求しますって、今回和解したことに対してのその責任の所在
はどうするんですか。和解したから、もう誰の過失も関係ないという話で終わりですか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 今回の和解に関しましては、故意または重過失ではなかったということで、現時
点で直接的な責任というところで個人的な方がいらっしゃるというふうには考えておりませ
んが、今回、和解により、やはり市民の方には御迷惑、あと、また御負担いただくということで、
私はまずは被害に遭われた方に謝罪をするということと、あとは、ちょっと先になってしま
いますが、こちらに関しましては市民の皆様に対して説明をさせていただきたいと考えておりま
す。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 いや、それはそうなんですけれども、なぜ市民が今回の4,870万円と弁護士
費用を負担しなきゃいけないんですか。今市としては、実際に行為を行った元職員に請求をか
けましたで終わっているんですけれども、ほかにもっとできることはないですかという話を附
帯決議でしているわけです。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 先ほど同じことをお答えしたと思うんですけれども、今回の件に関しまし
て、大島副市長と松本前市長に市が請求する以上は、法的な根拠が生じないと考えております。
ですが、検討した結果、求償は行えないというふうに至ったものです。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 だから、その至った理由について再三聞いてきたわけなんですけれども、そ
の話、また元へ戻っちゃいましたけれども、そこの部分をちゃんと議会にも説明しなければい
けないし、市民にも説明しなければならないしという話をしているんです。

今回引き合いに出したものの一つとしてあったのが、分限処分の最高裁での違法認定の話、
これは全協のときの話ですけれども、その話も引き合いに出して、あのときも結局責任の所在
は明らかにならなかったし、それに対して市長は市民に対して謝罪もしていない、遺憾だとい
う話で終わっている。同じことが繰り返されたら困るから、こうやってちゃんとやっているわ
けです。自腹でお支払いいただいて、市の責任として終わりましたって、もし仮にですけれど
も、そんなことがあるんだったら、それはそれでいいのかもしれないですけれども、あくまで

も市が市民から預かっている税金から払っているということに対して、本当にやれることを尽くしたのか、説明責任は果たしているのかというところに関して、今このままで終わってしまったら、我々議員がまず市民に対して説明できないんですよ。だから、うみを出し尽くすという話を再三市長もされてこられましたけれども、うみを出し尽くして原因究明をして、責任の所在がどこにあるのかということをして、市が独自の立場でしっかりと判断をして、今回の案件というのはこういうことでしたという話をしなければならないのに、今客観的に見たら、元職員1人が悪いという話で終わっていますよ。市はそういうふうに判断したって。その認識はありますか。元職員が一番悪いのはそれは当然ですよ、こんなのは。元職員が異常な行動で市民にそういう負担をかけてしまいましたという話、おしまいということでもいいですか。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 安保議員のおっしゃるとおり元職員が起こした犯罪であります。職員も市の職員でありますので、市の職員である以上、管理監督責任は市長、副市長にあるということは、以前からお答えさせていただいていると思います。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 じゃ、もう一回確認しますけれども、それは全部踏まえた上で今回は、今回の案件に関して限定した上で言いますけれども、副市長にしても前市長にしても、それ以上の責任はないということをして市は判断したということによろしいですか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 前市長と副市長に関しましては、先ほど来申し上げているんですが、通常の管理監督責任についてはあったというふうに今も認識しております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 そうではなくて、今回の4,870万円を払わなきゃいけなくなったことに対する責任はないということをして市は判断しているということでもいいですか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 こちらに関しましても、通常の管理監督責任についてはあるものというふうに理解をしております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 じゃ、なぜ何もしないのか伺います。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 管理監督責任を負うということにつきまして、御本人たちは既に自戒措置をしているということですので、私は御本人たちにそういった判断を委ねております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 当時の会議録を市長がお読みになっているか分からないんですけども、一度自戒措置だということをして責任を取るということで、市長、副市長が減給をするという議案を提出して、議会はそれを否決しているんですよ。その後、これは全ての責任を取ったというこ

とではない、あくまでも今判明している、今というのは、当時は何も分かっていたいかなかったんですけども、その時点で判明していることに関して、一般的な責任として自戒措置として10%減額したいという申出が改めてあったので、それならばいいでしょうということで議会は承認しているんです。

もう一回確認ですけれども、今市長は、もう既に自戒措置で減額をやっているんだから、今回はもうそれ以上の責任はないんだという判断をされたということで間違いないでしょうか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 当時、そういった前市長がおっしゃったということも理解しておりますし、そしてまた、今こういった和解があったということも前市長は理解されていると思います。そういった上で、前市長が取っていることが御自身で考えられているということだというふうに認識しておりますし、また、現副市長につきましても、当然状況については認識しておられますので、それで、副市長が今取られていることは御自身で自戒されているというふうに理解しております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 残念ながら、多分認識の違いがあったんだろうということを思ったので、議員有志で質問状というものをつくらせていただいて、そこに事細かに書いたんですよ。お読みになっているか分かりませんが、そこに書いたのは、前市長に関しては確かに辞められているので、そこに対しては触れていないんですけども、現副市長に関しては、そこに対する任命権者であり、管理監督責任というのは、現市長なわけです。上司ですね、一言で言ったら。そこに対して、自分の責任は自分で考えてくださいという、そんな無責任な話はなく、市長の権限で副市長にしかるべき処置をしてくださいということを書いたんです。それは附帯決議にも書いてあるんですけども、その意図が伝わっているか分かんなかったの、その質問状をつくったんです。その上でもう一度確認ですけれども、もう本人は自戒措置を取っているし、本人がそれ以上責任取らないという以上は、もうそれでいいんだという認識を市長が持っているということで間違いはないですか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 今の副市長に関しましては、先ほど附帯決議の要望事項2でも御説明させていただいたとおり、通常管理監督責任は負っていたものの、重大な過失、違法に怠ったというような事実がないというふうに御本人からも私はいろいろお話を聞いております。それで、そういったことによりまして、私が改めて管理監督責任を追及するというふうには考えておりません。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 じゃ、もう一回整理しますけれども、今回4,870万円の賠償金を和解金として支払った、これは市民の負担になった、そして、市長と副市長に関しては、そこに対しての、それについての責任は特段ないという判断を市がしたという理解で承りました。よろしいです

ね。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 今回は、まず国家賠償法に基づく請求、国家賠償法に基づいてまずは被害者の方にお支払いを立て替えてさせていただいております。現時点では、元職員に対して全額を求償しているような状況です。また、この件に関しましては、前市長も副市長も通常の管理監督責任という意味での責任は負うものの、故意または過失があるというふうには私も考えておりませんので、この件に関して何らかの責任の追及をするということは私からはするつもりはございません。

ただ市民の方には本当に、今、立替えになるんですけれども、もしこの求償が例えば元職員からできなかった場合、そのときにいろいろと検討して、またその内容については議員の皆様にご説明させていただこうと思っておりますが、万が一それが市民の方の御負担になるようであれば、大変申し訳ないことであるというふうを考えております。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 4時26分 休憩）

再開します。（午後 4時30分 再開）

小嶋議員。

○小嶋智子議員 まず1点は、今市長の御答弁の中に通常の管理監督責任があるという言葉が何度も出てきたんですが、この通常の管理監督責任というのはどういうものを指しているのかを教えてくださいたいと思います。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 私は、管理監督を違法に行っていなかったという意味で申し上げております。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 今までこういった表現がなかったのでちょっと伺ったんですけれども、そういたしますと、通常ではない管理監督責任というと、違法に怠っていたということは通常ではない管理監督責任ということになるのでしょうか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 通常の管理監督責任をしておれば怠っていなかったというんですか、怠ることにならなかったというふうに理解をしております。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 私の理解がうまく追いつかなかったんですけれども、それから、これは附帯決議の中で本日まで実行していただきたいということが書かれております。要望事項1につきましては病院との兼ね合いもあってということで事情はよく分かるんですけれども、要望事項4です。市民の皆さんへの説明、これについて本日まで実行ができなかったということなんですけれども、本日までにしてほしいという内容の附帯決議であったという認識はあったのでしょうか。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 市民説明会の件ですので、私のほうから御説明します。

当然、本日までに行わなければならないという認識はあります。ただ先ほどもちょっと御説明したんですけれども、例えば市民周知というところで、広報わこうへの掲載というのは必ず必要になってくるのかなと思っております。例えば2月中に広報わこう2月号に掲載となると12月中に記事を掲載しなくてはならなくて、例えば要望事項1番の被害者の方への謝罪です。それも決定したのが、方法論が決まったのが2月中というところで、そういった内容が固まってから期日を決めたほうがよいであろうという認識の下、今調整をしているところです。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 そういった事情があつて本日までには間に合いそうもないという判断は、いつ頃されたんでしょうか。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 今調整中の過程なんですけれども、例えば要望事項1というのは2月中にある程度固まってきましたので、そういった判断につきましては2月中に行っております。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 本日までに間に合わないという判断は、2月中に判断したということですか。間に合わない点についての判断ですか。

○富澤啓二議長 休憩します。(午後 4時34分 休憩)

再開します。(午後 4時45分 再開)

中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 小嶋議員の御質問にお答えいたします。

12月21日にこちらの附帯決議の議決をいただきまして、準備、検討を進めておりました。弁護士相談とか内部協議になるんですけれども、その中で日時がある程度経過をしていった中で、市民への一定期間の周知等も踏まえまして本日以降の開催に至ったというふうに認識をしております。

また、いつ頃判断をされたのかという御質問なんですけれども、まだ開催の日時というのを詳細には決定していないので、明確にこの日にやりませんよというのを、今日までですね、というのは明確な日というのはないんですけれども、大体1月下旬頃には附帯決議の要望事項1とかはまだそこまで明確には固まっていなかったもので、この時期頃には、ちょっと本日までの開催は厳しいかなというふうな形で判断をしております。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 要望事項1についても、要望事項4についても、そういった状況であればその時点で議会のほうに御報告いただけたらよかったのかなと思うんですが、そういったことはお考えにならなかったのか。また、もしくは検討されたのであれば、なぜその報告はしていただけなかったのか伺います。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 今議員からの御指摘のとおり、要望事項4の説明会の延期というわけじゃないんですけれども、もしこの日までにできなかったというのは、事前にもしお話しできたらよかったのかなと今思っておりますけれども、今日こういった形で御説明になってしまったことで御理解いただきたいと思えます。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 少なくとも1月の下旬には間に合わないだろうということでお考えになっていたのであれば、その時点でそういった状況にあるということは議会のほうに説明するべきだったと感じます。

今御答弁の中で、まだいつになるか決まっていないというようなお話でしたが、まだいつできるのか、いつ頃になりそうかというのは、全くもって見えていないということなんでしょうか。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 まだ施設の予約は確定していませんけれども、4月の市民の皆様が参加しやすい日に開催することで調整をしております。詳細が決まり次第、速やかに御説明、御報告を差し上げます。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 大分時間がたってしまっただけからの実施ということになるんだということですね。

要望事項1です。こちらは文書を検討ということですが、こちらについてはいつ頃謝罪の文書をお届けすることにでしょうか。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 今月中に送りたいと考えております。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 今までもやり取りがいろいろございました。文書では、対応についてという文書を出していただいておりますが、この内容で本当に市民の皆様方から御理解、御納得を得られるというふうに市は考えているのか伺います。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 市民の皆様に対しましては、丁寧な説明をしていきたいというふうに考えております。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 当然、丁寧な説明をしていただいた上で、御理解、御納得を得られるとお考えかという質問なんです。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 御納得いただけるかどうかというのは分からないんですけれども、御理解いただけるような説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 これからする説明ではなくてですよ。この内容で得られますかと、そういうふうに市は考えていらっしゃるんですかということを知っています。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 今回議会のほうに御提示させていただいておりますので、この内容で説明させていただきたいというふうに考えております。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 何度も同じ質問をしているんですが、御答弁はいただけないんですけれども、説明はしていただきたいと思うんですね。では、この内容で御理解いただけるというふうに考えているんですかということを知っています。

○富澤啓二議長 梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 御納得いただけるかどうか分からないんですけれども、御理解いただけるようには説明させていただきたいと考えております。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 時間をもったいないので、質問の意味をちょっと理解していただきたいんですけれども、説明はしていただくんですよ。当然それを求めています。そうではなくて、この内容を説明されるわけですよ。この内容で御理解いただけると市は思っているのかということを知っています。市の考え方を聞いているんです、どう考えているのか。説明をすることは分かっています。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 こちらに関しましては、現在取り得る法律的な私たちの市としての対応ですとか、そういったことを丁寧に説明させていただいて、御理解いただけるかどうかというのは、先方があるお話ですので、納得とか理解というのは、そうしていただけるように私たちは説明をさせていただいて努めてまいるといふふうに今は申し上げるしかありませんが、それで御理解いただきたいと思います。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 御理解いただけるか御納得いただけるか、これはもちろんやってみなければ分からないというのは分かります。しかしながら、説明の仕方で変わるのではなくて、その内容によって変わるということを申し上げておきたいと思います。市民の皆さんが御理解、御納得いただけるというのは、法律上ではこうです、弁護士の先生はこうおっしゃっていますというようなことだけでは、御理解はいただけないと思います。なぜなら税金が投入されているんです。求められているものは何なのか御理解いただくためには、本当は何をしなければいけないのか、それは市長の政治的な判断が求められているということになります。この点について御認識はありますでしょうか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 先ほど御答弁させていただきましたとおり、例えば4月に説明会をさせていただく場合、そのときまでに、元職員に対して求償を今かけているところですが、その結果が完全に出ておりませんので、市民の方に対して立替えを私たちはさせていただいているような状況です。ですので、そういったことも含めまして説明をさせていただきたいと考えております。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 市民の皆様の御理解、御納得というのは、お金の問題だけではとどまりませんので、そういった点についてはしっかりと御認識いただいて、御理解、御納得いただけるようにしていただかないと困るんですね。ということだけお願いをしたいと思います。このままでは難しいということも申し添えておきたいと思います。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 1点ちょっと伺いたいの、今回の不祥事が出てきて、市として取り得ることというのは今までやってきている部分もあると思うんですけども、この問題に対しての総括というのがどういうふうに、議会に説明して議員が質問を投げかけたものに対しては答えるし、一生懸命答えてくれているとは思いますが、これに対してどういう総括をしているのかなというのがやっぱり気になる部分で。

議案第84号のときに、書類として出してもらったのが事細かに何月何日に現金が引き出されているというのが出されていて、それが変な話、和光市の庁舎内のATMで引き落とされていたわけですよ。それに対して不可解な行動だって、通常部長が現金を引き落とすという場面というのが、実際に部長があり得るのか。多分絶対ないと思うんです。そういうのが実際に、職務時間の中にそういうATMに何回も行くというのはやっぱり不可解な行動というのが、全く知らなかったとは思えないんですよ、保健福祉部と隣だったので。そういうこともちゃんと精査した上で、法的責任はないにしても道義的責任というのはやっぱりあると思うし、管理監督責任というのも相当重いんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺の精査というのはちゃんとしているのかちょっと確認したいんですけども、部長が現金を使うという、預かったりとか引き出したりということって、実際に部長の立場であるのかなのか。

○富澤啓二議長 休憩します。(午後 4時55分 休憩)

再開します。(午後 4時57分 再開)

斎藤健康部長。

○斎藤健康部長 業務上、業務時間内に業務としてATMを使用するということは通常あり得ないと思っております。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 そういうことをしっかりと精査しなければいけないと思うし、また金庫の預かりというのも、今回の事件があった後にいろいろ管理体制というのも強化されていると思うんですけども、そういう部分からしても大分市の中で抜けていた部分というのも、抜け穴があった部分というのがあったんじゃないかなと思うんです。そこら辺の精査というのも併せて、

今後どういうふうな対応をしていくから大丈夫なんだという説明もしないと、何か今回の件だけで全てよしという話ではなくて、市独自にやっぱりちゃんとした、今回の事件に対して向き合って、どこがいけなかったのかという部分を元職員だけに押しつけるのではなくて、市独自でもやっぱりしっかりと見ていく必要があると思うんですけれども。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 今鳥飼議員からお話があった対応策としましては、内部統制の基本方針とかコンプライアンスハンドブックのほうを全員協議会でも御説明さしあげたのと、それらを今後きちんと遂行していくことが市の対応になるのかなと考えております。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 それも理解しているんですけれども、最終的にこの問題というのは、裁判がまだ続いていたりいろんなことがまだ起こっているわけですよね。最終的に総括として市として、こういう事件というのはやっぱり二度と起こってはいけないので総括をする必要があると思うんです。実際にコンプライアンスだったりとか、それこそ公益通報で市長が言ったとか副市長が止めたとかという部分も、どういう場合だったらちゃんと公益通報で生かせるとか、そういうところも全て何か人のせいにはしているというか、市として、じゃ、どういうことをちゃんとしていかなければいけないんだという精査がされていないような気がしてしょうがなくて。だから、本当に不祥事が起こった場合には公益通報というのをできるようにしていくとか、それがどういう人でちゃんとそれを認めて公益通報委員会でやっていくとか、そういうところも明らかにならないままで、全てが何か被告が悪いというふうにしているの。だから、そこら辺をもう一回しっかりと精査するべきなんじゃないかなと、そうしない限りこの問題というのはちゃんと解決しないのかなと思うんですけれども、そこら辺は最終的にやっていっていただけるのかそこだけ最後に確認させていただきたい。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 繰り返しの答弁になってしまうんですけれども、やはり今決まっているのは、内部統制の基本方針に掲げた9つの対応方針です。そちらをしっかりと守っていくことが今の時点では市の今後不祥事を起こさないという決意表明になると思います。

ただこの対応方針も、今これをずっと続けていくというわけではなくて、必要があればその都度バージョンアップもしないといけないのかなというふうには考えておりますので、そういったところで御理解いただければと思います。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 そうじゃなくて、この問題に対して市としてどういうふうに受け止めているかというか、どういうふうにしなければいけないのか。議会が元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を出しましたよね。第三者評価委員会を出しましたよね。市としては、この問題に対してしっかりと向き合っていないような気がしていて、言われたことに対して例えば内部統制をやっているとかという部分に見えるんですけども、そうじゃなくて、市としてどこが

問題で、どうだったからいけないとかではなくて、どういう管理体制ができていなかったのかとか、そういうこともちゃんと精査しないと、誰が責任の所在なのかというのがいまだに明らかになってこないわけです。だから、そこら辺の部分をちゃんと市独自で受け止めて、今後こういうことがないようにしていくというのは、やっぱり説明してもらいたいなど、そこも含めて市民に対して説明してもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 今、鳥飼議員からいただいた事件の起こった不祥事の要因とかそういったものは、市が独自でやるよりも、議会の百条委員会とか第三者委員会、そういった外部機関にて幾つものリスクとして挙げていただいております。それに対応するものとして内部統制の基本方針というのを我々はつくっておりますので、やはり今、繰り返しになるんですけれども、その対応方針をきちんとやっていくことが市としての責務かなと考えております。

○富澤啓二議長 松永議員。

○松永靖恵議員 先ほど小嶋議員も質問されていましたが、要望事項1と要望事項4に関しては附帯決議の3月定例会告示日、本日ですけれども、実行されていなかったというふうにも認識をしております。

要望事項4に関して、場所を取ったりとかそういうことが難しいとか、日程もあるようですが、これって今後、例えば広報わこうに載せるにしてもどういう枠で載せるかは分かりませんが、これだけのことが起きているので号外で出すことは検討されなかったのか伺います。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 号外というものでは今のところは検討していないんですけれども、4月を予定しておりますので、広報わこうの4月できちんと分かるような形で市民の皆様に出せるように検討しております。

また、ほかの大きな説明会、例えば議会のほうでも百条委員会の調査報告会とか、あとちょっとずれるんですけれども、国道254号バイパス事業に関する説明会とか、そういった大きな説明会の開催のやり方とかも見ながら、チラシを当然つくったりとかそういった中で、号外というのは、すみません、今検討はしていないんですけれども、様々な形で市民周知を行っていきたいと思います。

○富澤啓二議長 松永議員。

○松永靖恵議員 分かりました。

もう一点、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、安保護議員の一般質問でも出ていた、警察に相談して、要するに何というか、口止めをされていたというようなことがあって、どこの警察の誰に相談したというところは、こういう重要なことというのはしっかりと名刺なりメモというのが残っているはずなんです、その点はちゃんと残っているんでしょうか。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 平成30年12月当時、警察と協議というか、していることは事実ですが、そのとき出席した者が名刺をもらっているとかもらっていないとかというのは、ちょっと確認してみないとこの場では申し上げられないです。

○富澤啓二議長 松永議員。

○松永靖恵議員 この場ではちょっと分からないという御答弁でしたが、じゃ、実際に例えば情報公開開示をすれば出てくる可能性というのは大丈夫でしょうか。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 当時、警察との協議、あるいは捜査協力については、公にしてもいいのかどうかというのが私どもでは判断できませんので、後ほど確認させていただきたいと思います。

○富澤啓二議長 吉田武司議員。

○吉田武司議員 今の警察の口止めというところなんですけれども、12月定例会で安保議員からそのような発言があつて、1月に朝霞警察官友の会がありまして、そこで安保議員の発言を警察の方に、刑事課の方なんですけれども、聞いたところ、そういうことは一切しない、もしそういうことがあれば、ちゃんと収監にしたり何かして証拠隠滅とかをしないようにはするので、捜査中であっても口止めというのはいないというようなことは、懇親会の場だったんですけれども、そういう話も聞いたんですけれども、先ほどの安保議員の口止めをされたというのは本当のことなんですか、もう一度確認で。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 警察から口止めされたという表現が正しいのかどうか分からないんですけれども、この場では確かなことを申し上げられないので申し訳ございません。ちょっとお答えしかねます。

○富澤啓二議長 吉田武司議員。

○吉田武司議員 名前も、私はちゃんと名刺交換して持っていますので、個人的にはどなたかというのは話を聞いた方がお伝えできますので。

○富澤啓二議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 附帯決議の4番に対して、市民に対して、説明を果たす場を設け、市長同席のもとしっかりと説明責任を果たすことということに対して、先ほど来から市民の皆様に対する説明の機会は4月というようなめどをお聞きしているんですけれども、12月議会の文教厚生常任委員会の際に市長が、説明会に関しましては、和解金の支払いを無事に終えましたら、その後速やかにというふうにおっしゃっていただきました。私もなるべく速やかにというのがやはり市民に対しても、また私たち議員として市民に説明をするに当たっても、速やかということがかなり重要なポイントになると思うんですけれども、4月ですと年度が変わりますが、今年度中というだけでも速やかにというふうに捉えられるかなと思うんですけれども、やはり先ほど来からいろいろ事情はあったかと思うんですが、今の問題で3月中という、今年度中というのはやはり難しいんでしょうか。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 今いただいた3月中ということなんですけれども、相談しつつの予約状況を見ないといけないというのがありますので、この場でちょっとできるのかどうかというのはお答えが難しいところなんですけれども、議会期間も3月の下旬までであることとかで、ちょっと年度末になりますと、多分我々だけではなくていろんな市民の方も気ぜわしいのかなという部分もありますので、なるべく集まりやすいというところで4月がいいのかなというふうには考えております。

○富澤啓二議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 分かりました。副市長も3月でしたら副市長という立場でいらっしゃるのもありますので、やはり誠意が伝わるという意味ではなるべく年度中というようなことも、少し何とか御検討いただきたいと要望させていただきます。

○富澤啓二議長 岩澤議員。

○岩澤侑生議員 今の伊藤議員の質問に関連して1点確認をさせていただきたいんですが、説明会の開催について、例えば平日の昼間とかにやった場合、市民の方は参加しづらいのではないかと思います、そこら辺についてはどういうふうにご考えておられるかということをお尋ねしたいと思います。

○富澤啓二議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 先ほども少し御説明しましたけれども、ほかの大きな市民説明会等の開催日程、開催時期の時間も含めまして、開催場所、そういったのも参考にはしておりますので、平日の昼間にやるということはあまり想定はしておりません。

○富澤啓二議長 岩澤議員。

○岩澤侑生議員 例えば土日であるとか、少しでも一人でも多くの市民の方が参加できるような、いろんな広い世代の方が参加できるような日程でぜひ組んでいただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 ちょっと確認したいんですが、先ほども警察のほうから、捜査官のほうから口外しないでほしいという話というのは実はずっと言われてきたことだったんですけれども、今ここにきて改めて、調査特別委員会も終わってしまってしばらくたつんですけれども、それを前提にその議論というのが進められてきた、調査が進められてきたというのはあるわけなんですよ。

今回、実際一般質問で私のほうから、どこの誰にその話を口止めされたんだという話をしたときに、それは答えられないような答弁をしてはぐらかされているというのが今の結論、今の状態なんですけれども、今回、管理監督責任だ何だという話を判断するに当たって、今現在市長が当時どうだったのかということを確認するということはしなかったんでしょうか。一般質問で私が指摘していることに対して実際どうだったんですかという、そういう調査はし

なかったんですか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 御本人、大島副市長とのお話はしていましたが、ただその当時、警察のどの方にそういった指示を、どなたから指示を受けたかというような個人名までは私は確認しておりません。ただ警察からそういったことがあったというふうに伺っております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 議会にもなぜ説明がなかったのか、せめて議長にだけでもという話が出たときに、やっぱり捜査機関に止められたからという話がそこであったんですよ。今となってはそこが今揺らぎ始めたというところで、新たな疑惑というふうに捉えてもいいんじゃないかと思うんですけども、そこら辺をしっかりと認定した上でこの話って結論づけないと、本当に止められていたんですか、自己判断で勝手に止めていただけじゃないですかという話というのは大きく違うので、その辺市長としてしっかりと調査の上で公表してもらいたんですけども。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 安保議員の御質問のとおり、その当時の状況を細かくこの後、後日確認させていただきます。そして、また御連絡、御報告をさせていただきます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 いつまでにしていただけますか。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 相手、警察のほうがございますので、いつまでにということは今この場ではちょっと断定しかねるんですけども、なるべく早く調べまして御報告できるようにしたいと思います。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 そうじゃなくて、実際どことこの誰に聞いたのかということ公表してほしいのではなくて、それが本当だったのかということ、それが本当だったら本当でしたという市長の責任でそれを発表してもらえばいいだけなんですけれども、逆に言えば、副市長がそこにいらっしゃるのであれば今聞いてきて、確かかどうかということを確認していただけたらいいと思うんですけども、公表といってもどこの誰という話をここでする必要はないと思いますけれども、市長の中では、確信的にどことこの誰に聞いたんだなというところまで押さえて、要するにそれが本当だという話を主張を持っていただければそれでいいと思うんですけども。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 副市長に聞くことはすぐに可能ですが、例えば安保議員が先ほど来御質問されているとおり、例えばどこと警察署の誰々さんというところまで、今日すぐに分かるかというのはちょっと分かりませんので後日というふうに申し上げたんですけども、私はこの不祥事の件につきましては、今いる職員の方や副市長、いろんな方から実際にお話を伺っている中で、やはり話をされていることは当然真実であるという前提で、当然信じて話を聞いておりますの

で、それが本当だったのかななんて考えたことは今までなかったものですから、警察からそういうふうに口止めというか、表現は難しいんですけども、捜査に協力するためには勝手な動きをしないでくれというようなことを言われたという話を、副市長だけではなくてほかの方からも聞いておりますので、それはそういうことがあったんだなというふうにこれまで考えておりました。

副市長はまだいらっしゃると思いますので、もし副市長にただ確認するだけであれば今確認して、私がお答えしてもいいですし、副市長が答えることも可能です。ただ何々警察のどこどこで、名刺はという話になると、ちょっと今すぐにそういったお返事ができるか分からないので、先ほど総務部長が少しお時間をというふうに申し上げたのかと思います。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 はい、それでいいと思います。

ただ問題なのは、今そういう疑義が出てきたという話で、本人に確認をして本人がそういうふうに言ったんだと、実際オフレコの話で市長に対して、いついつ誰々にそういうことを言われたんですよという話を聞いて市長が納得されたのであれば、その旨をこちらに言ってもらえばいい話なので。その確認をできれば今してほしいんですけども。

○富澤啓二議長 副市長に質疑があれば入室していただいて。答弁していただいて。

安保議員。

○安保友博議員 いやいや、じゃなくて、聞いてきてもらって市長から答弁していただければ、それで。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 5時20分 休憩）

再開します。（午後 5時28分 再開）

柴崎市長。

○柴崎市長 個人名は申し上げなくていいというふうに理解しております。御本人に日付、あとは実際そういったお話はあったというふうには、今確認してまいりました。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 はい、分かりました。そうすると、今市長が把握されている限りで、前市長と副市長が明確にその捜査官から口止めというか口外しないようにと、議会にもしないようにというふうに指示をされたということを市長が把握されたということで間違いはないですね。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 そのように理解しております。

○富澤啓二議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」という声あり〕

休憩します。（午後 5時30分 休憩）

再開します。（午後 5時31分 再開）

なければ、以上にて質疑を終結します。

以上で本日の協議事項は全て終了しました。
記録につきましては、正副議長に一任を願います。
以上で全員協議会を閉会します。
お疲れさまでございました。

午後 5時31分 閉会

議 長 富 澤 啓 二

副 議 長 小 嶋 智 子